

## 市町村交通安全計画

## 交通安全対策基本法

目的  
(第1条)

- ・それぞれの責務を明らかに
- ・必要な体制を確立
- ・総合的かつ計画的な推進
- ・公共の福祉の増進に寄与

## それぞれの責務(第5条～10条)

- ・地方公共団体・道路等の設置者等・住民
- ・車両等の製造業者、使用者、運転者、歩行者

地方公共団体の責務  
(第4条)

- ・国の施策に準じて施策を講ずる
- ・当該区域に応じた施策を策定
- ・これを実施する責務

市町村交通安全対策会議  
(第18条)

- ・市町村交通安全計画を作成し、その実施を推進するため、条例で定めるところにより市町村交通安全対策会議を置くことができる。
- ・市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて市町村の条例で定める。